

契約書（案）

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 富山県営水力発電所 6 箇所の売電
及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達 |
| 2 契約期間 | 契約を締結した日の翌日 から 令和10年 3 月31日 まで |
| 3 電力受給期間 | 令和 9 年 4 月 1 日 0 時 から 令和10年 3 月31日24時 まで |
| 4 電力需給期間 | 令和 9 年 4 月 1 日 0 時 から 令和10年 3 月31日24時 まで |
| 5 契約単価 | 別添の電力受給契約及び電力需給契約記載のとおり |
| 6 契約保証金 | _____ |

上記の電力受給及び電力需給について、富山県企業局（以下「甲」という。）、富山県（以下「乙」という。）及び●●●●●（以下「丙」という。）は、別添の条項によって公正に契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 富山市安住町 2 番 14 号（北日本スクエア北館）
氏名 富山県知事 新田 八朗 印
 (公営企業)

乙 住所 富山市新総曲輪 1 番 7 号
氏名 富山県知事 新田 八朗 印

丙 住所 ●●●●
(受注者) 氏名 ●●●●●●

第1章 電力受給契約（案）

（総則）

第1条 甲、乙及び丙は、電力の受給に関して、本章に基づき、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、その所有する次項の発電所の発電電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除くすべての電力（以下「受給電力」という。）を丙に供給し、丙はこれを受電するものとする。なお、甲は、理由の如何を問わず、丙に対して電力を供給できない場合、本項に基づく供給義務を負わないものとする。

2 契約の対象となる発電所は、次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力
大長谷第三発電所	富山市八尾町滝谷字朴谷	8,000kW
大長谷第四発電所	富山市八尾町切詰字水上谷	2,600kW
大長谷第五発電所	富山市八尾町庵谷字専ノ沢	1,200kW
室牧発電所	富山市八尾町大字細滝字岩越	22,000kW
八尾発電所	富山市八尾町大字高熊字石畑	8,100kW
庄東第二発電所	砺波市増山字野金島	7,400kW

3 甲から丙に供給する予定売電電力量は、次のとおりとする。

令和9年度予定売電電力量 149,000,000kWh

4 甲から丙に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が、予定売電電力量に比べて増減がある場合でも、丙は甲から全量購入するものとする。なお、甲は、いかなる場合においても、予定売電電力量の供給を保証するものではなく、受給電力量が予定売電電力量に満たないことに関して何らの責任を負わないものとする。

（受給地点、電気方式等）

第3条 前条の電力の受給地点、最大電力、周波数及び連系電圧は、次のとおりとする。

発電所名	受給地点	最大電力	周波数	連系電圧
大長谷第三発電所及び 大長谷第五発電所	富山市八尾町滝谷字朴谷	9,200kW	60Hz	66kV
大長谷第四発電所	富山市八尾町切詰字水上谷	2,600kW	60Hz	66kV
室牧発電所	富山市八尾町大字細滝字岩越	22,000kW	60Hz	66kV
八尾発電所	富山市八尾町大字高熊字石畑	8,100kW	60Hz	66kV
八尾発電所（高熊変電所）	富山市八尾町大字高熊字石畑	3,000kW	60Hz	6.6kV
庄東第二発電所	砺波市増山字野金島	7,400kW	60Hz	66kV

(送電時間)

第4条 甲は、毎日 24 時間送電する。ただし、発電所の点検又は手入を要する場合、その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができるものとする。

(受給電力量の計量)

第5条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引電力量計、その他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

- 2 計量器の検針は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき行うものとする。
- 3 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により受給電力量を計量することができない場合の受給電力量については、その都度、甲と丙が協議して定めるものとする。
- 4 丙は、甲と協議のうえ、第2項で定める計量日以外においても、臨時検針を行うことができる。この場合、実務上合理的に可能な限り甲はこれに協力する。
- 5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。

(電力量料金)

第6条 丙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

電力量料金単価 (1kW 時につき)	●●. ●●円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない)
-----------------------	---------------------------------

(電力量料金の支払)

第7条 甲及び丙は、毎月の初めに前月分の受給電力量等の料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、前条の電力量料金を第1章第5条第2項に定める検針日の当月 11 日（当該日が富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに納入通知書により丙に請求し、丙は、当該月の 21 日（休日に当たるときは、その翌日）（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲及び丙が協議のうえ支払期間と異なる期間を定めることができるものとする。
- 3 丙の責めに帰すべき事由により支払期日までに当該電力量料金を甲に支払わない場合、丙は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、当該電力量料金の未支払金額について年 14.6 パーセント（当該支払期日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第8条 丙は甲に対して、第1章第2条第3項に示した予定売電電力量に第1章第6条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の100分10に相当する額を下限とする金額（以下「契約保証金①」という。）を、この契約の締結と同時に支払うものとする。ただし、甲が丙に対し、契約保証金①の支払いを免除した場合は、この限りではない。

2 丙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲は契約保証金①の全額を丙の未履行の義務に関する債務の弁済に充当することができる。この場合、甲が充当した金額と同額を丙は契約保証金①として支払わなければならない。

3 丙が契約保証金①を納付した場合において、丙が本契約上の義務をすべて履行したことを甲が確認し、かつ、本契約が終了したときは、丙の請求により、納付された契約保証金①（ただし、前項に従い、債務の弁済に充当された金額（前項第2文に基づき再度契約保証金①として支払った額を除く。）を控除した額）を丙に無利息で還付するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 丙は、本章の規定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(運用申合せ書の作成)

第10条 電力の受給に関する運用につき、仕様書等で定めのない事項については、甲及び丙が協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、甲又は丙は運用申合せ書を作成するものとする。

(甲の契約解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告のうえ、乙の同意のもと、この契約を解除することができる。

(1) 丙が支払期日までに第1章第7条による料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 丙又は丙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 丙が、本章等で定める契約条件を遵守できないと甲が認めるとき。

(4) 丙が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消される見込みがあると甲が認めるとき。

(5) 丙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定により、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

(6) 丙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(7) 丙が、第8項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。

(8) 前各号のほか、丙が本章に基づく義務を履行しないとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、乙の同意のもと、この契約を解除することができる。

(1) 第1章第9条に違反して権利義務を譲渡したとき。

(2) 丙が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき。

(3) 本章の規定に基づく債務の全部の履行が不能であるとき。

(4) 丙が本章の規定に基づく債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 本章の規定に基づく債務の一部の履行が不能である場合又は丙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本章の目的を達成することができないとき。

(6) 丙の電力量料金の支払いが、支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、丙が本章の規定に基づく債務の履行をせず、甲が丙に催告をしても本章の目的を達成するに足りる程度に丙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 第1章第13条の規定によらないで、丙からこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てを受け、又は自らこれらの申立をした場合若しくは支払い停止の状態に陥ったとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、乙の同意のもと、この契約を解除することができる。

(1) 丙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

4 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として、第2条第3項に示した合計予定売電電力量に第6条に定める電力量料金単価を乗じて得た額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、解除により乙に損害が生じて、甲はその賠償責任を負わないものとする。

- 5 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除されたときは、丙は、前項の違約金のほか、甲に生じた損害を賠償しなければならない。甲は、契約保証金①の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金①又は担保をもって損害金に充当することができるものとする。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金①若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金①に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。
- 6 前項の規定により丙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益についても、その範囲とする。
- 7 前項で規定する得べかりし利益は、各号の金額の合計額とする。
- (1) 第1章第6条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量又は予定売電電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。
- (2) 第1章第6条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の受給開始日から契約書第3項で規定する電力受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は予定売電電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、新たな契約の電力量料金単価の方が高い場合、0円とする。
- 8 甲は、丙が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ丙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（甲の催告によらない解除権）

第12条 甲は、次の掲げる場合には、乙の同意のもと、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、解除により丙に損害が生じて、甲及び乙はその賠償責任を負わない。

(1) 本契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 丙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（丙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 丙（丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第4項から第7項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。ただし、「第1項、第2項又は第3項の規定により」とあるのは、「第1項の規定により」と読み替えるものとする。

る。

- 3 丙は、第1項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、第1章第2条第3項に示した合計予定売電電力量に第1章第6条に規定する電力量料金単価を乗じて計算した額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、甲に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(丙の契約解除)

第13条 丙は、甲が本章の規定に違反し、その違反によって本章の規定に基づく債務の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

- 2 丙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。なお、賠償金の額は、甲と丙が協議して、定めるものとする。

(契約解除の通知)

第14条 甲又は丙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに他の当事者に通知しなければならない。

(違約金等の徴収)

第15条 丙がこの契約に基づく違約金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年14.6パーセント（当該期間を経過した日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(託送供給等の契約)

第16条 丙は、本章に基づき、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）が必要となる場合は、丙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

(インバランス料金)

第17条 発電計画と発電実績値の間に差分（以下「インバランス」という。）が発生した場合、丙の責任においてこれに対応し、甲は関与しないものとする。

- 2 丙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭及び発電量等の請求は行うことはできないものとする。

(環境価値の取扱い)

第18条 甲が丙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」

という。)については丙に帰属するものとし、その価値は第1章第6条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

- 2 丙は、事前に甲の承諾を得たうえで、環境価値を移転させるために必要となる諸手続きを行うものとする。
- 3 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、甲と丙が協議して、定めるものとする。

（系統連系受電契約）

- 第19条 丙は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。
- 2 甲は、新たに系統連系受電契約を希望する場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、甲は当該契約の締結または変更について、丙に対して申し出るものとする。
 - 3 丙は、甲が系統連系受電契約の変更を丙に申し出た場合、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出るものとする。
 - 4 一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、丙は、甲の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更するものとする。
 - 5 甲は、系統連携受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾するものとする。

（発電側課金の取扱い）

- 第20条 丙は、本発電所を有する甲に対して一般送配電事業者より請求される発電側課金と同額を負担し、発電側課金相当額として電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲と丙との協議により決定する。
- 2 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲と丙との間で協議するものとする。

（富山県庁舎及び和田川浄水場への電力供給）

- 第21条 丙は、受給電力の一部を乙の所有する富山県庁舎（富山県本庁舎及び富山県議会議事堂という。）及び甲の所有する和田川浄水場へ供給するものとする。

（契約の変更）

- 第22条 必要があるときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、本章の内容を変更し、又は電力の供給を一時停止することができる。
- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲及び丙が協議のうえ、本章の内容を変更することができるものとする。
 - 3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難しい事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲、乙及び丙が協議のうえ、電力量料金及びその他の契約内容を変更することができる。
 - 4 甲と電力広域的運営推進機構が締結した容量確保契約により甲が得られる収入については、この

電力量料金による収入との精算を行わないものとする。

(費用の負担)

第 23 条 この契約の締結、受給電力の購入及び環境価値の移転に係る手続等の必要なすべての費用は丙の負担とする。

(守秘義務)

第 24 条 甲、乙及び丙は、相手方の書面による了承を得た場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後又はこの契約解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(個人情報)

第 25 条 丙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関して生じた甲、乙及び丙間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 27 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

第2章 富山県庁舎に係る電力需給契約（案）

（総則）

第1条 甲、乙及び丙は、電力の需給に関して、本章に基づき、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（電力供給）

第2条 丙は、乙の所有する富山県庁舎（富山県本庁舎及び富山県議会議事堂をいう。）で使用する電力を需要に応じて供給すること。

2 前項の電力は、甲が所有する富山県営水力発電所6箇所で発電する電力（非化石価値等の環境に係る付加価値（以下、「環境価値」という。）を含む。）とすること。また、その量に応じた環境価値を証する非化石証書を提出すること。ただし、不足する場合は、環境価値を付加した実質再エネ電気もしくは非FIT再エネ電源由来の電気を供給するものとする。なお、30分同時同量は求めない。

（契約単価）

第3条 契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。

	契約種別	料金区分		契約単価
県庁舎	業務用電力	基本料金 (1kWにつき)		円
		従量料金 (1kW時につき)	夏季	円
			その他季	円
	予備電力	基本料金 (1kWにつき)		円

2 丙が乙に供給する電力に含まれる環境価値は前項の契約単価に含まれるものとする。

（契約保証金）

第4条 丙は乙に対して、第2章第6条に示した予定使用電力量及び第2章第7条に定めた契約電力に第2章第3条に定める契約単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の100分の10に相当する額を下限とする金額（以下「契約保証金②」という。）を、この契約の締結と同時に支払うものとする。ただし、乙が丙に対して、契約保証金②の支払いを免除した場合は、この限りではない。

2 丙が本契約に定める義務を履行しないときは、乙は契約保証金②の全額を丙の未履行の義務に関する債務の弁済に充当することができる。この場合、乙が充当した金額と同額を丙は契約保証金②として支払わなければならない。

3 丙が契約保証金②を納付した場合において、丙が本契約上の義務をすべて履行したことを乙が確認し、かつ、本契約が終了したときは、丙の請求により、納付された契約保証金②（ただし、前項

に従い、債務の弁済に充当された金額（前項第2文に基づき再度契約保証金②として支払った額を除く。）を控除した額）を丙に無利息で還付するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 丙は、本章の規定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による乙の承認を得た場合は、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第6条 予定使用電力量は、別紙の富山県庁舎の電力調達に係る仕様書のとおりとする。なお、乙の使用電力量は、乙の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 契約電力は、別紙の富山県庁舎の電力調達に係る仕様書のとおりとする。

（契約電力の変更）

第8条 契約電力を変更する必要がある場合は、乙及び丙が協議のうえ変更する。

2 最大需要電力が契約電力を超過した場合は、丙又は一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、乙は当該協議において、決定された金額を超過金として丙に支払うものとする。

（計量）

第9条 計量日は、原則として毎月1日とする。

2 丙は、計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、乙に書面または電気通信回線で通知しなければならない。

3 前2項によりがたい場合は、乙及び丙が協議のうえ計量日を決定するものとする。

（電気料金の請求及び支払い）

第10条 丙は、第2章第9条に定めた計量後、第2章第7条に定める契約電力に第2章第3条に定める契約単価（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。）（以下「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に第2章第3条に定める契約単価（従量料金単価）を乗じて得た金額（以下「従量料金」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額（以下「電気料金」という。）を、1月毎に乙に請求できるものとする。

2 乙は、前項の適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「支払期間」という。）に電気料金を丙に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、乙及び丙が協議のうえ支払期間と異なる期間を定めることができるものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により支払期間内に当該電気料金を支払わない場合、乙は、当該支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、当該電気料金の未払金額について、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を遅延利息として丙に支払うものとする。ただし、災害その他特別の理由による場合は、この限りでない。

(乙の任意解除権)

第 11 条 乙は、電気の供給が完了するまでの間は、次条又は第 2 章第 13 条の規定によるほか、必要があるときは、甲の同意のもと、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第 12 条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて電気の供給の催告をし、その期間内に電気の供給がないときは、甲の同意のもと、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、電気の供給に着手すべき期日を過ぎても電気の供給に着手しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(乙の催告によらない解除権)

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の同意のもと、この契約を解除することができる。

(1) 丙が第 2 章第 5 条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 丙がこの電気の供給を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 丙がこの電気の供給の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 丙の債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 丙が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 第 2 章第 15 条又は第 2 章第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 丙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店

若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 丙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 14 条 第 2 章第 12 条各号又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（丙の催告による解除権）

第 15 条 丙は、乙が本章の規定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（丙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 前条に定める場合が丙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、丙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の損害賠償請求等）

第 17 条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）第 2 章第 12 条又は第 2 章第 13 条の規定により電気の供給の完了後にこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて丙は、当該日から需給期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第 2 章第 3 条に定める契約単価（従量料金単価）を乗じた額に、第 2 章第 10 条に定める基本料金を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として乙の指定

する期間内に支払わなければならない。ただし、乙は、契約保証金②の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、乙は、当該契約保証金②又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(1) 第 12 条又は第 13 条の規定により電気の供給の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 電気の供給業務の完了前に、丙がその債務の履行を拒否し、又は丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 18 条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、乙の請求に基づき、丙は、需給期間に係る予定使用電力量に、第 2 章第 3 条に定める契約単価（従量料金単価）を乗じた額に、第 2 章第 10 条に定める基本料金を加算した額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、

当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 丙が前項の違約金を乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

（丙の損害賠償請求等）

第 19 条 丙は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 2 章第 15 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（賠償金等の徴収）

第 20 条 丙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を乙の指定する期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に乙の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を付した額と、乙の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、乙は、丙から遅延日数につき年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の変更）

第 21 条 必要があるときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、本章の内容を変更することができるものとする。

2 天災事変その他経済情勢の激変又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲、乙及び丙が協議のうえ、契約単価及びその他の契約内容を変更することができる。

（費用の負担）

第 22 条 この契約の締結に係る手続等の費用は丙の負担とする。

（守秘義務）

第 23 条 甲、乙及び丙は、相手方の書面による了承を得た場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後又はこの契約解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(個人情報)

第 24 条 丙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第 25 条 この契約に関して生じた乙丙間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 26 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

第3章 和田川浄水場に係る電力需給契約（案）

（総則）

第1条 甲、乙及び丙は、電力の需給に関して、本章に基づき、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（電力供給）

第2条 丙は、甲の所有する和田川浄水場で使用する電力を需要に応じて供給すること。

2 前項の電力は、甲が所有する富山県営水力発電所6箇所が発電する電力（非化石価値等の環境に係る付加価値（以下、「環境価値」という。）を含む。）とすること。また、その量に応じた環境価値を証する非化石証書を提出すること。ただし、不足する場合は、環境価値を付加した実質再エネ電気もしくは非FIT再エネ電源由来の電気を供給するものとする。なお、30分同時同量は求めない。

（契約単価）

第3条 契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。

	契約種別	料金区分		契約単価
和田川浄水場	高压電力	基本料金 （1kWにつき）		円
		従量料金 （1kW時につき）	夏季	円
			その他季	円
	予備電力	基本料金 （1kWにつき）		円

2 丙が甲に供給する電力に含まれる環境価値は前項の契約単価に含まれるものとする。

（契約保証金）

第4条 丙は甲に対して、第3章第6条に示した予定使用電力量及び第3章第7条に定めた契約電力に第3章第3条に定める契約単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の100分の10に相当する額を下限とする金額（以下「契約保証金③」という。）を、この契約の締結と同時に支払うものとする。ただし、甲が丙に対して、契約保証金③の支払いを免除した場合は、この限りではない。

2 丙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲は契約保証金③の全額を丙の未履行の義務に関する債務の弁済に充当することができる。この場合、甲が充当した金額と同額を丙は契約保証金③として支払わなければならない。

3 丙が契約保証金③を納付した場合において、丙が本契約上の義務をすべて履行したことを甲が確認し、かつ、本契約が終了したときは、丙の請求により、納付された契約保証金③（ただし、前項に従い、債務の弁済に充当された金額（前項第2文に基づき再度契約保証金③として支払った額を

除く。)を控除した額)を丙に無利息で還付するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 丙は、本章の規定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 予定使用電力量は、別紙の和田川浄水場の電力調達に係る仕様書のとおりとする。なお、甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 契約電力は、別紙の和田川浄水場の電力調達に係る仕様書のとおりとする。

(契約電力の変更)

第8条 契約電力を変更する必要がある場合は、甲及び丙が協議のうえ変更する。

2 最大需要電力が契約電力を超過した場合は、丙又は一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、甲は当該協議において、決定された金額を超過金として丙に支払うものとする。

(計量)

第9条 計量日は、原則として毎月1日とする。

2 丙は、計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲に書面または電気通信回線で通知しなければならない。

3 前2項によりがたい場合は、甲及び丙が協議のうえ計量日を決定するものとする。

(電気料金の請求及び支払い)

第10条 丙は、第3章第9条に定めた計量後、第3章第7条に定める契約電力に第3章第3条に定める契約単価(基本料金単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。)(以下「基本料金」という。)に、当該月における使用電力量に第3章第3条に定める契約単価(従量料金単価)を乗じて得た金額(以下「従量料金」という。)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額(以下「電気料金」という。)を、1月毎に甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内(以下「支払期間」という。)に電気料金を丙に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲及び丙が協議のうえ支払期間と異なる期間を定めることができるものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により支払期間内に当該電気料金を支払わない場合、甲は、当該支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、当該電気料金の未払金額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財

務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として丙に支払うものとする。ただし、災害その他特別の理由による場合は、この限りでない。

（甲の任意解除権）

第 11 条 甲は、電気の供給が完了するまでの間は、次条又は第 3 章第 13 条の規定によるほか、必要があるときは、乙の同意のもと、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第 12 条 甲は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて電気の供給の催告をし、その期間内に電気の供給がないときは、乙の同意のもと、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）正当な理由なく、電気の供給に着手すべき期日を過ぎても電気の供給に着手しないとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙の同意のもと、この契約を解除することができる。

- （1）丙が第 3 章第 5 条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- （2）丙がこの電気の供給を完了させることができないことが明らかであるとき。
- （3）丙がこの電気の供給の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4）丙の債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （5）契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （7）丙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- （8）第 3 章第 15 条又は第 3 章第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- （9）丙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員

であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 丙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 14 条 第 3 章第 12 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（丙の催告による解除権）

第 15 条 丙は、甲が本章の規定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（丙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 前条に定める場合が丙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、丙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第 17 条 甲は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）第 3 章第 12 条又は第 3 章第 13 条の規定により電気の供給の完了後にこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて丙は、当該日から需給期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第 3 章第 3 条に定める契約単価（従量料金単価）を乗じた額に、第 3 章第 10 条に定める基本料金を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲は、契約保証金③の納付又はこれに代わる担保

の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金③又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(1) 第 12 条又は第 13 条の規定により電気の供給の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 電気の供給業務の完了前に、丙がその債務の履行を拒否し、又は丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 18 条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲の請求に基づき、丙は、需給期間に係る予定使用電力量に、第 3 章第 3 条に定める契約単価（従量料金単価）を乗じた額に、第 3 章第 10 条に定める基本料金を加算した額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

- 2 丙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（丙の損害賠償請求等）

第 19 条 丙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 3 章第 15 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（賠償金等の徴収）

第 20 条 丙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、丙から遅延日数につき年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の変更）

第 21 条 必要があるときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、本章の内容を変更することができるものとする。

- 2 天災事変その他経済情勢の激変又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲、乙及び丙が協議のうえ、契約単価及びその他の契約内容を変更することができる。

（費用の負担）

第 22 条 この契約の締結に係る手続等の費用は丙の負担とする。

（守秘義務）

第 23 条 甲、乙及び丙は、相手方の書面による了承を得た場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後又は

この契約解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

（個人情報）

第 24 条 丙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（裁判管轄）

第 25 条 この契約に関して生じた甲丙間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（定めのない事項等の処理）

第 26 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。